資料６

運行事業協定の組み立てについて

運行事業協定

基本協定

１）運行事業協定の枠組み
２）新バスシステム構築の連携確認　　など

整備に関する細目協定

・BRT 運行開始前までの整備等に係る市と新潟交通との約束事

１）ＢＲＴ車両
（連節バス及び一般バスに関する役割分担）

２）ＢＲＴ駅
（新たに整備する駅，また既存のバス停の集約などに関する役割分担）

３）交通結節点
（新潟駅，市役所，白山駅，青山地区に設ける結節点の整備や機能に関する役割分担）

４）車両基地
（用地や建屋，備える備品などに関する役割分担）

５）情報案内システム
（案内表示板の設置やシステム整備などに関する役割分担）

６）チェック体制の構築
など

運営に関する細目協定

・BRT を運行するうえでの新潟市と新潟交通との約束事

１）ＢＲＴの運行・運営
（ＢＲＴの運営に関する役割分担や赤字になった場合の取扱い）

２）ＢＲＴの維持・管理
（ＢＲＴの維持管理方法及び維持管理に係る費用負担者に関する事）

３）ＢＲＴの経営
（ＢＲＴの収支報告や協定期間における収支見込みに関する事）

４）チェックの実施
（目標達成状況や収支報告，チェック結果の公表など）

５）ＢＲＴ以外の運行（バス路線再編）
（ＢＲＴに接続する郊外路線及びＢＲＴに接続しない郊外路線などの運行計画などに関する事）

【営業時間・時間帯別運行本数・ダイヤの公表時期】など